

当部門に設置の機器使用料金の科研費等での支払いについて

当部門に設置の機器使用料金の支払いに関して、科研費等の競争的研究費、受託研究費、または寄付金（以下、科研費等という）での支払いを希望される講座は、<https://www.med.shimane-u.ac.jp/CRLHP/download.html>の「機器使用料の科研費等による支払い申請書」に必要事項をご記入の上、技術職員・原涼子（内線：3061）（rhara@med.shimane-u.ac.jp）までメールでご送信ください。尚、科研費等での支払い可能な対象機器は、<https://www.med.shimane-u.ac.jp/CRLHP/download.html>の「別紙 1 科研費等支払い対象機器リスト」に記載されていますので、ご参照ください。申請書提出日の翌日から科研費等での支払いが可能です。提出日以前に遡っての支払いは、受け付けておりません。また、新規に獲得した科研費等につきましては、新年度（4月1日）からの支払いとなります。

また、支払いに関して、以下の注意点についてよく読んでいただき、支払いについてのご協力をよろしくお願いいたします。

当部門では各四半期を、『第1四半期（3月～5月）、第2四半期（6月～8月）、第3四半期（9月～11月）、第4四半期（12月～2月）』と設定しています。注意点は、第4四半期（12月～2月）の機器の使用料金に関しては、経費振替時期が3月初旬になり、科研費等の最終年度に関しては、支払いが間に合わない状況になります。従いまして、科研費等が最終年度の場合には、第4四半期の支払いについては、校費での支払いをお願いします。「科研費での支払い」と使用簿への記載があっても自動的に校費での請求に切り替えさせていただきます。どうしても科研費等での支払いが必要な場合には、事前に会計課と部門（担当：原）まで、ご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。